

# 私立高等学校授業料の実質無償化

(文部科学省)

令和2年度から高等学校等就学支援金について、世帯年収590万円未満の方には、月額33,000円(年額39万6,000円)に大幅に引き上げられました。世帯年収590万円以上910万円未満の方は、月額9,900円(年額11万8,800円)です。

本校の学校納入金(授業料・教育充実費・施設費の合計)は下記の通り(裏面図解参照)となります。くわしくは、入学手続きの際にお渡しするプリントをご覧ください。

高等学校等就学支援金を差し引いた後の本校の学校納入金  
(授業料・教育充実費・施設費の合計, 諸会費をのぞく)

世帯年収目安	学校納入金
590万円未満	月額 7,000円
590万円以上 910万円未満	月額 30,100円
910万円以上	月額 40,000円

(参考)

世帯年収目安	高等学校等 就学支援金	学校納入金内訳
590万円未満	月額 33,000円	月額 授業料 33,000円
	590万円以上 910万円未満	月額 9,900円
施設費 2,000円		
910万円以上	対象外	

# 別紙図解

## 国の高等学校等就学支援金制度（令和2年度～）

宇都宮短期大学附属高等学校

世帯（保護者）の年収目安	590万円未満世帯	590万円以上 910万円未満世帯	910万円 以上世帯
国の高等学校等就学支援金の支給額	<p style="text-align: center;">就学支援金</p> <p style="text-align: center;">年額396,000円 (月額33,000円)</p> <p style="text-align: center;">本校の授業料の金額です。</p>	<p style="text-align: center;">学力・運動特待生奨学金</p>	<p style="text-align: center;">本校の学力・運動特待生奨学金は支給対象とします。 国の就学支援金は支給対象外となります。</p>
		<p style="text-align: center;">就学支援金</p> <p style="text-align: center;">年額118,800円 (月額9,900円) <small>(公立高校の授業料の金額)</small></p>	

本校の授業料と国の就学支援金との差額が、本校が行う学力・運動特待生奨学金の金額になります。

国の就学支援金の**支給対象外**の場合も、本校の学力・運動特待生奨学金は**支給対象**とします。

就学支援金の支給額は、保護者等の納税額を基に決定されます。保護者等の市町村民税所得割額の課税標準額に6%を乗じた額から調整控除の額を差引いた額が304,200円未満の世帯が就学支援金の支給対象となります。（保護者等とは、その収入により生徒の生計を維持している方で、通常は両親です。）

世帯の納税額による就学支援金の支給額は、下表のとおりです。

市町村民税所得割の課税標準額 × 6% - 調整控除の額	就学支援金支給額
154,500円 未満	年額396,000円 月額33,000円
154,500円 以上 304,200円 未満	年額118,800円 月額9,900円

（備考） 304,200円 以上の世帯は支給対象外となります。

大切な  
お知らせ

# 高校生の学びを支えます。

## 高等学校等就学支援金

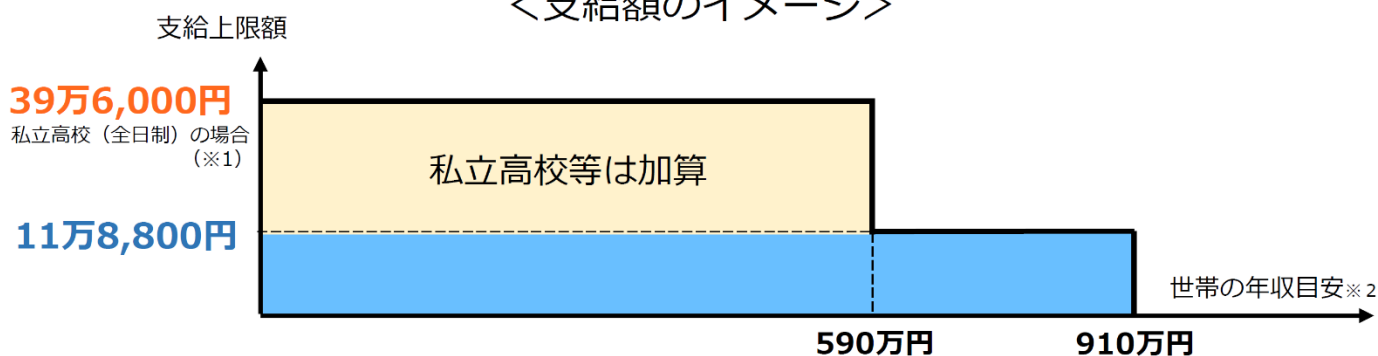
返還不要の授業料支援が受けられます。



判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

### <支給額のイメージ>



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円  
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、  
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索





## お申込みについて

### (新入生の皆さん)

**入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

### (在校生の皆さん)

**収入状況の届出が必要となる7月頃まで**に学校から案内があります。

※原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバーを利用**することで手続きが簡単になります。  
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)



## 対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

### 【計算式】

**市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** ➡ **支給額：最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)

< **30万4,200円** ➡ **支給額：11万8,800円**

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



### (参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。



## お問合せについて

**学校またはお住まいの都道府県へ**お問い合わせください。

### 公立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)

### 私立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)

▽公立



▽私立

